



# ひだまり便り

第47号 (平成26年5月号)  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 小関 茂

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ… <http://www.hidamari.or.jp>

## 理事長より

ひだまり理事長 小関 茂

関東のお花見の季節は過ぎましたが花冷えが続き、最近になってようやく初夏らしい気持ちのよい日々になりました。

平成26年度を迎え1年前に施行された、障害者総合支援法(正式名称は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」)は、当初の予定通り本年4月1日から第2段階として以下の部分が変わりました。少し硬い表現ですが大事なところですので少しご辛抱をお願いします。



## ■ 障害者総合支援法の改正点 ■

### 障害支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」は障害の程度(重さ)で身体障害の方に適用されるような判定方法でした。新しい「障害支援区分」は知的障害者・精神障害者の特性に応じた認定が行われるよう、聞き取り方法など適切な配慮を行うことを明記しています。判定の方法もコンピューター判定に新方式を導入し、調査項目も106から80項目に見直され、また認定調査員の研修も行われます。この切り替えは、障害程度区分の有効期間終了によって順次行われます。

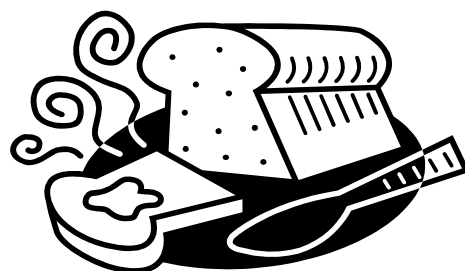
### 障害者に対する支援

#### ①重度訪問介護の対象拡大

重度の肢体不自由者に加えて、重度の行動障害のある方も対象となります。これは概ね行動援護の対象者と重なりますので、支援する事業所も「主として行動障害を有する者に対応する重度訪問介護」を掲げることになります。

#### ②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化

これまでケアホームは比較的重度の方用、グループホームは軽い障害の方用と使い分けされてきました。従来もケアホーム・グループホームの名称で共用するホームが多いのが実態でした。4月からはケアホームは廃止されグループホームに統一されましたが、現在利用している方の生活は何も変わりません。



### ③地域移行支援の対象拡大

地域での生活に移行するため重点的な支援を必要とする者で、厚労省が定める者を加えるとされています。具体的には障害を持っていて罪を犯した人が、収容施設などから地域移行への支援を行うことです。この施設とは刑務所や更生保護施設その他のことですが、知的障害者で刑務所を出た後に居場所のなさや生活苦などによる再犯率は相当高くなっていますし、かねてから対応が望まれていました。

参考までにですが障害を持つ人の刑務所での有り様は、山本譲司著「獄窓記」や「累犯障害者」が数字だけの統計より実態が見えてきます。

## ■ ひだまりは認定NPO法人を目指します ■

千葉市の発表によれば本年4月に条例を施行し、千葉市が指定したNPO法人(指定NPO法人)に対する寄付者は、税制上の優遇措置を受けられる「条例個別指定制度」を設けました。この条例に基づきひだまりも指定を受けられるよう申請を行います。以下千葉市資料を参考にしました。



### 指定NPO法人になるための千葉市の指定基準

#### ①地域基準

直近2年間に千葉市内の事務所でNPO法人として活動していること。

#### ②公益基準

経常収入額のうち市民等の寄付金割合が10%以上あるか、年間3千円以上の市民等の寄付者が年平均50人以上あることなどです。

#### ③組織運営基準

国の基準に準じています。まず公益性を重んじ事業の共益的活動(特定の範囲や対象向け)の割合が50%以下のこと、運営組織や経理が適切であるなど7項目あります。

### 寄付者への税法上の利点

指定NPO法人	*個人市民税 6%税額控除(千葉市民のみ)
認定NPO法人	*所得税 所得控除または40%税額控除 *個人住民税 県民税4%、市民税6%税額控除

### ひだまりの対応

ひだまりの運営は法に適合するよう常に適正に行っており、千葉市の指定NPO法人の基準を満たしています。従いまして、まず千葉市指定NPO法人を取得し、その上で認定NPO法人の申請をしたいと考えています。

これにより、ひだまりへご寄付いただいた方々が税法上の優遇措置を受けることができるようになります。また、ひだまりとしても社会的な信頼を得ることができます。

但し、公益基準にある年間3千円以上の寄付者が年平均50名以上の要件は、ひだまり賛助会員の人数によって変わります。現状は基準を上回っていますが、これからも基準を下回ることなく賛助会員が増え続けていきますよう、皆様のご支援ご協力をよろしく願いいたします。